宅地分譲等による新規住民の
ごみステーション利用にかかる事前確認書

下野市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（裏面位置図のとおり）における区画の分譲等による新規住民のごみステーションの利用について、下野市ごみステーション設置要綱の定める基準を考慮したうえで次のとおり確認した。

自治会長記入欄

□ 既設ごみステーションで受け入れる。
□ 新規ごみステーションの設置を要望する。
□ 既設ごみステーション分も含めた形での新規設置を要望する。
□ その他（　　）

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿自治会

会長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

事業所所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

確認者

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下野市ごみステーション設置要綱より抜粋

(ごみステーションの基準)

第5条　1箇所当たりのごみステーションの利用世帯数は、概ね次のとおりとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(1)　一般住宅のごみステーション　概ね20世帯以上

(2)　共同住宅のごみステーション　概ね10世帯以上

分譲・開発等の当該周辺見取り図

地番　下野市